

別添 (参考資料)

農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号構造改善局長通知）の一部改正について

1 改正の理由

本通知は、農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度（以下、「納税猶予制度」という。）を適切に運用するため、農業委員会等の証明事務等の留意事項や様式を規定しているところ。

平成28年度税制改正により、納税猶予制度について、以下の改正がされたことに伴い、本通知についても所要の改正を行うもの。

- ① 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために貸し付ける場合にあっては、受贈者の納税猶予の適用期間要件（現行：10年以上（貸付け時において65歳未満の場合には、20年以上））は適用しない。
- ② 贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者を認定農業者等に限ることとする。
- ③ 納税猶予制度の対象農地等に区分地上権が設定（太陽光パネルの設置等）された場合においても、農業相続人等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予の期限は確定しないこととする。
- ④ 農業生産法人が農地所有適格法人に見直されたことに伴う所要の措置を講ずる。

2 改正の概要

- ① 農地中間管理事業による特定貸付けが農用地利用集積計画によるものである場合、改正前は市町村長による農用地利用集積計画を公告した旨等の証明が必要だったが、この証明と併せて農地中間管理機構が当該貸付けが農地中間管理事業によるものである旨を証明することとする。
- ② 受贈者が贈与税の納税猶予を受ける際に農業委員会が行う適格者証明について、受贈者が認定農業者等であることの証明を追加する。
- ③ 納税猶予制度対象農地に農業委員会が農地法に基づく許可等をした場合の税務署長への当該許可等をした旨の通知について、当該許可が農地への区分地上権の設定で、かつ農業相続人等が引き続き耕作を継続する場合は、その旨を本通知に記載することとする。
- ④ 農業生産法人の名称を農地所有適格法人に改正する。
- ⑤ その他、改正漏れや記述が不適当な箇所を併せて改正する。